

お客様各位

2019年4月

徳島信用金庫

改元にかかる官公署発行の証明書等の取扱いについて

- ①「平成」表記の各種証明書は、改元以降もそのまま受付可能です。
- ②「平成」表記の場合も有効な証明として取り扱いたします。

※ 官公署発行以外の本人確認書類（健康保険証や公共料金の領収書等）においても上記と同様の取り扱いといたします。